

お客様各位

平成25年6月1日

今年は例年になく早い梅雨入りとなり、じめじめとした天候が続いておりますが、皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 平成25年度税制改正の活用
2. 消費税引上げ対策
3. 今月の事務
4. コラム～マイナンバー法案の成立

## 1. 平成25年度税制改正の活用

相続税関係の改正の中で4月1日からスタートしている教育資金贈与の1,500万円の非課税特例は、単に祖父母等から孫等に金銭を贈与しただけでは適用されず、金融機関等と“教育資金管理契約”を結び、受贈者が30歳になるまで、贈与された教育資金の払出し状況などを締結先の金融機関で管理してもらう必要があることに注意が必要です。また、支出先が一定の「学校等」以外である場合には500万円が限度とされるため、「学校等」の範囲が一つのポイントとなります。

もともと、両親と子どもや祖父母と孫といった扶養義務者間において、必要な都度贈与する教育費用は非課税とされており、この教育資金贈与の非課税特例は、先々に必要となる教育資金を一度にまとめて贈与したい場合に適用するものと考えて下さい。

将来的に、贈与者が死亡した場合でも、教育資金管理契約は継続されるため、その時点において贈与税の課税関係は生じず、また、既に贈与された金銭であるため、管理口座に残っている金銭は相続財産にも含まれません。更に、相続開始前3年以内に教育資金を贈与されても、特例の適用を受けて非課税となった額は、相続税の加算対象にもなりません。

但し、受贈者が30歳に到達した際に管理口座に残っている金額は贈与税の課税対象となるため、その3年以内に贈与者である祖父母が死亡し、孫が相続人になれば、贈与税の課税対象となった金額については、相続開始前3年以内の贈与として相続税の加算対象となることに注意が必要です。

## 2. 消費税引上げ対策

来年4月1日からの消費税率の引上げに関して、経過措置等の適用要件に注意が必要です。

役務提供や建築物などの引渡しなどは、基本的に指定日（平成25年10月1日）の前日である9月30日までに契約された取引は施行日（平成26年4月1日）以降の引渡しでも旧税率の5%が適用されますが、その場合でも契約書に①金額が確定しており、②契約期間中の変更が出来ないことを明記する必要があります。今後、経過措置の注意点を順次報告していきます。

## 3. 今月の事務

今月は税務と労務で重要な事務があります。

### ① 平成25年度個人住民税の特別徴収の開始

住民税の納付方法には、個人が直接納付する普通徴収と勤務先が源泉徴収・納付する特別徴収の二種

類がありますが、新年度の個人住民税の特別徴収が6月支給の給与から行われます。

各役員・従業員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、平成25年6月～平成26年5月の12か月間で徴収し、納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税、源泉所得税ともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによって、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。このうち特別徴収住民税の平成25年12月～平成26年5月徴収分は、6月10日が納付期限となります。

## ② 労働保険の年度更新手続きの開始

労働保険の保険料は、会社の決算期とは関係なく、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を保険年度を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定されます。

そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。この手続きを労働保険の年度更新といいます。

労働保険の年度更新手続きは6月3日から受付が始まり、最終期限は7月10日ですが、6月中には目処をつけておきましょう。

## 4. コラム～マイナンバー法案の成立

国民一人一人に番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を1つの番号で管理する共通番号「マイナンバー」法案が、5月24日の参院本会議で可決、成立しました。

予定では、平成27年秋ごろに市区町村が国民全員にマイナンバーが記載された「通知カード」を郵送し、平成28年1月から番号の利用がスタートします。希望者には氏名、住所、顔写真などを記載したICチップ入りの「個人番号カード」が配られるようです。

現在、行政機関は現在、国民の個人情報をばらばらに管理していますが、マイナンバーで年金、医療、介護、税務などの情報を結びつけることで行政コストが削減できるほか、個人の所得状況や社会保障の受給実態を正確に把握して、公平で効率的な社会保障給付につなげ、「税逃れ」の防止を大きな目的としています。

利用者にとっても、年金などの社会保障給付の手続きや税金の確定申告で、住民票や納税証明書といった添付書類が不要になり、手続きが大幅に簡素化される見通しです。

ただし、銀行取引などにもマイナンバーが必要になれば、金融所得だけでなく全ての所得が税務当局に把握されることになり、富裕層に対する課税強化の布石とも採れます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### 坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>